

「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対するご意見と
ご意見に対する本プロジェクト会議の考え方（案）

- 1 意見募集期間 平成 30 年 4 月 4 日（水）～平成 30 年 5 月 7 日（月）
- 2 意見募集の結果 意見提出数：3 件
- 3 意見の内容 下記のとおり

○「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対するご意見

No	いただいたご意見	本プロジェクト会議の考え方(案)
1	三重県では東海地震、南海地震の危険性があるときいています。あたらしい条例をつくることは災害対応のために必要だと思うので、議員の方にがんばってもらいたいと思います。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、本プロジェクト会議において「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に基づく条例改正作業を進めてまいります。
2	近年、豪雨等による災害が全国各地で起きています。三重県でも平成 23 年 8 月に台風 12 号による紀伊半島豪雨で甚大な被害を受けました。東紀州に限らずこのような災害は三重県内のどこで起こってもおかしくないので今回の新設は賛成します。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、本プロジェクト会議において「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に基づく条例改正作業を進めてまいります。

○その他のご意見

No	いただいたご意見	本プロジェクト会議の考え方(案)
3	<p>また、このように条例を一部改正するなら更に改正する箇所があるのではないのでしょうか？参考資料として読ませていただいた三重県議会基本条例。何度読んでも全国に誇れる「改革先進議会」として三重県議会は素晴らしいと思っています。</p> <p>ところが、3月22日に本会議で議提議案第1号「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が賛成23、反対22、棄権2の1票差で可決されました。</p> <p>条例第7条には「議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。」とあります。</p> <p>一度決まった議員定数45。選挙を1回もしないで51に戻す唐突な議提議案。前回定数を45に決めたときにも「決まったことは仕方ないので県民に説明する場を設けてください」と意見させていただきました。2015年の選挙を経て新しいメンバーで再び選挙区調査特別委員会が設置されて激しく議論もされてきました。県民アンケートとEモニターの結果が真逆になるなど県民の意見が真っ二つに分かれた重要な案件。最後は委員長案提示も採決をせずに特別委員会は廃止されました。</p> <p>本会議では一部の議員しか討論せずに採決されました。ある県民からは「議決責任を無視した7条違反」という意見もありますが、</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>県議会に対するご意見として承ります。</p>

私は県民に対して一部の議員を除いて定数6増の説明責任を全く果たしていない情けない現状に怒りを超えて呆れています。説明責任を果たしていない議員は即刻辞職すべきですが、補欠選挙等で財政難な県に無駄な税金が使われるのはよくないので今回の任期満了で議員を引退してもらいたい！

選挙までは1年近くあります。通年議会でいつでも開けるなら県内各地を回って定数を増やした説明を逃げないでしてもらいたい。SNSで議員と県民との距離が縮まったのに全く説明していない議員が多い。それができないようなら第7条を削除するか、「改革先進議会」の名を返上していただきたい。特に三重県議会を代表して各地で講演されている定数増に賛成した議員は強く要望します。

議提議案第 号

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成 年 月 日

提出者

三重県議会基本条例の一部を改正する条例

三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第七条の二 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 議会運営の原則等 (第六条―第七条の二)</p> <p>第四章～第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(大規模な災害その他の緊急事態への対応)</p> <p>第七条の二 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 議会運営の原則等 (第六条―第七条)</p> <p>第四章～第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>【新設】</p>